

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を 改正する条例（素案）について

1 改正の趣旨

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）では、動物の適正な飼養のほか、動物の不適正な取扱いに対する措置命令等の事項を定めています。

この度、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、

- ・ 犬又は猫の適正飼養が困難となるおそれがある場合の繁殖防止措置の義務化
- ・ 動物を飼養・保管している者等に対する報告徴収及び立入検査
- ・ 関係機関の連携強化

等が新たに規定されました（一部を除き、令和2年6月1日施行）。

上記法の改正趣旨を踏まえ、動物の適正飼養のための規制を強化するため、条例の一部を次のとおり改正します。

2 改正の概要

主な改正部分は下線で示しています。

区分	条例の改正内容	法の改正内容（参考）
(1) 動物の適正飼養のための規制の強化	① 繁殖防止 (第6条関係) 条例の対象動物^{※1}について、適正飼養が困難となるおそれがある場合の<u>繁殖防止措置を義務化</u> (改正前は努力義務)	(第37条) 犬又は猫について、適正飼養が困難となるおそれがある場合の<u>繁殖防止措置を義務化</u> (改正前は努力義務)
	② 都道府県知事による指導等の規定 (第16条関係)【新設】 条例の対象動物^{※1}について、その飼養・保管等によって周辺の生活環境が損なわれる事態を生じさせている者に対する<u>指導及び助言の規定を追加</u>	(第25条第1項)【新設】 動物^{※2}の飼養・保管等によって周辺の生活環境が損なわれる事態を生じさせている者に対する<u>指導及び助言の規定を追加</u>
	(第21条関係) 動物愛護監視員に行わせる事務に、<u>法で新設された報告徴収及び立入検査の事務を追加</u>	(第25条第5項)【新設】 動物^{※2}の飼養・保管等によって周辺の生活環境が損なわれる事態又は動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する<u>報告徴収及び立入検査の事務の追加</u>
		(第24条の2第3項)【新設】 第一種動物取扱業者であった者に対する<u>報告徴収及び立入検査の事務の追加</u>

※1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるその他の人が占有する動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

※2 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの（畜産農業に係るもの及び試験研究又は生物学的製剤の製造の用等に供するために飼養・保管しているものを除く。）

区分	条例の改正内容	法の改正内容（参考）
(2) 関係機関との連携強化	(第3条関係) 緊密な連携先として、 <u>民間団体等を追加</u>	(第41条の4) <u>民間団体との連携強化の追加</u>

3 今後のスケジュール

パブリックコメントの実施：令和元年11月7日(木)～12月9日(月)

改正条例案の提案：令和2年第1回北海道議会定例会に提案予定

改正条例の施行：令和2年6月1日施行予定